

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

稲津委員長 次に、馳浩君。

馳委員 おはようございます。

十月十六日から三日間、超党派の議員で、沖縄県の青少年問題を調査するために視察をしてまいりました。メンバーは、馳浩、あべ俊子が自民党、民主党から瑞慶覧長敏さん、玉城デニーさん、田中美絵子さん、共産党から宮本岳志さん、無所属の糸数慶子さんですね。

そこで、この視察の取りまとめをした結果をきようは質問させていただきます。

まず最初に、結論から質問いたします。

内閣府の園田政務官に伺います。

二〇二二年度からの新沖縄振興計画の中に沖縄子ども振興計画を明示して作成し、国も県も市町村も一体となって、沖縄県を子育て先進県とするために継続的財政措置で支援すべきと考えております。米軍基地問題と子育て環境支援問題は、沖

縄県の未来を考える上において連結をしております。沖縄支援策の中心的政策課題としての位置づけを求めます。園田政務官の前向きな答弁を求めます。

園田大臣政務官 馳委員には、日ごろ、沖縄政策を含め、子ども、子育てに対しまして大変御尽力をいただいていることに心から感謝を申し上げますと存じます。

沖縄を訪れて、現地の皆様方、沖縄の県民の皆さん方を初め意見交換をされたというふうに向っておるところでございます。それを踏まえて、きようは、沖縄子ども健全育成計画というものを盛り込んでいかかという御提言をいただいたところでございます。

政府といたしましたも、御承知のとおり、来年の新たな沖縄振興策、三月の末でこれまでの振興策が切れますので、四月から向こう十年間の新たな振興策というところを政府を挙げて今取り組ませていただいているところでございます。

その中で、やはり沖縄県を通じてさまざまな御提言をいただいております。例えば一括交付金、これは民主党政権になりましたから、全国で取り組んでいこうというふうに申し上げていたところでございますけれども、さらに沖縄に関しましては、より自由度の高い、そしてまた全国に先駆けて先進的な部分をつくり出していこうということで、これもまた、来年の予算概算要求の中に、今の段階では事項要求でございませけれども、盛り込ませていただいているところでございます。地元の御意見も踏まえて、しっか

りこの点については検討をしていきたいというふうに思っております。

また、県からの要望が、先ほど申し上げましたように、沖縄政策協議会沖縄振興部会においてさまざまな御提言をいただきました。その中で、今までは、国が何か施策を行って、そしてそれを地方自治体にそのままお願いするという形でありませけれども、沖縄独自の振興策というものはやはり沖縄県が主体となってやりたいんだという御意見を強くいただいたところでございます。その点をしっかりと私どもとしては踏まえさせていただきまして、県が政策の策定の主体になっていただいている国が支援をするという方向性を今打ち出させていただいているところでございまして、法制的に検討をさせていただいております。

私は沖縄担当でもございますけれども、御指摘の沖縄における子育て支援の重要性については大変認識をさせていただいているところでございまして、これまでも、補助金の拡充であるとか、あるいはさまざまな施設の改善の上限額を引き上げる、そういったところを国としても取り組んできたところでございます。今後、子どもの福祉施設等の整備、そういったところもしっかりと継続して取り組んでまいりたいというふうに思っております。

また、来年の概算要求につきましては、認可外保育の施設の認可化やあるいは放課後児童クラブへの支援、これは今までになかったことでございますけれども、こういったところにも、必要な経費というところで、沖縄振興部局においては

盛り込ませていただいているところでございます。いずれにいたしましても、今委員からの御提言も踏まえて、今後の新たな沖縄振興策の検討に当たりましては、厚生労働省あるいは他の沖縄関連の部局も含めてしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っておりますのでございます。

馳委員 まさしく沖縄の子育て支援という問題は米軍基地問題と連動しております。きょうはこの後るる申し上げますが、そのことを踏まえて、子育て支援にかかわっている福祉、教育、就労関係の皆さん方の現場の声を聞いた上で、沖縄子ども振興計画という位置づけで明確におつくりをいただき、十年間の継続した予算をつけるべきであるというのがきょうの私の結論でありますから、ここに至るために、では、質問をさせていただきます。

まず、沖縄県保護司会、また法務省の保護観察官の皆さんとの意見交換でいただいた声を伝えたいと思います。

まず一つ目です。補導された不良行為少年で、全国統計と比較した飲酒や深夜徘徊や喫煙の割合はどうなっておりますか。

岩瀬政府参考人 お答え申し上げます。平成二十二年中におきます沖縄県の不良行為少年の補導人員でございますが、四万一千二百七十七人でありまして、このうち飲酒は千六百六十七人、深夜徘徊は二万三千三百九十二人、喫煙は一万七千九十二人となっております。

沖縄県におけるこれらの補導人員を五歳から十九歳の少年人口千人当たりの人口比に直して全国

の人口比と比較をしますと、飲酒は全国の約六・九倍となり、深夜徘徊は全国の約三・一倍、喫煙は全国の約二・二倍となっておりますのでございます。

馳委員 全事件に占める少年の割合は、全国統計と比較してどうなっておりますか。

岩瀬政府参考人 お答えいたします。

平成二十二年中の刑法犯少年の検挙人員でございますが、これは全国で八万五千八百四十六人となりまして、成人を含むすべての検挙人員の二六・六%を占めております。一方、沖縄県におきましては、同じく刑法犯少年は千三百三十二人でありまして、成人を含むすべての検挙人員の二七・二%を占めております。

馳委員 毎年、青少年の補導件数で、深夜徘徊は全国の三倍、飲酒は七倍に近い結果が出ています。さらに、低年齢からの非行発現、集団暴行事件も後を絶たず、沖縄の深刻な社会問題となっております。この状況を変えるには何が必要だとお考えになりますか。

岩瀬政府参考人 沖縄県におきましては、先ほど申し上げましたが、飲酒や深夜徘徊で補導される不良行為少年の割合が全国と比べて高くなっているということでございます。このような刑法犯に至らない早い段階で少年を補導し、その健全育成を図ることが極めて重要と認識をしております。そこで、現在、沖縄県警察におきましては、少年による深夜徘徊対策といたしまして、学校ボランティア等と連携をし、規範意識を高めるための非行防止教室の開催、農業や伝統文化活動を体験

させる、あるいは学習支援を行うなどの居場所づくり、また、街頭補導活動の強化による早期発見保護等の取り組みを推進しております。

また、少年による飲酒対策といたしましては、非行防止教室においてアルコールの影響の危険性を理解させることのほか、関係業界に対しまして、酒類の販売提供時における年齢確認の徹底について要請するとともに、酒類の販売、提供した違反業者などの取り締まりの強化に取り組んでおりまして、このような取り組みについて、関係機関、関係機関の方々と協力しながら進めてまいるのが必要であるというふうに考えております。

馳委員 警察のこういう対症療法の対応はピンとがずれているとしか言いようがありません。

非行少年として生まれてくる者はありません。なぜ非行少年となったか、なぜ再犯率も高く、成人後も犯罪に走るのか、そのプロセスをさかのぼると子どもを取り巻く状況が見えてくるのではありませんか。

沖縄県の失業率、出生率、全国学力テストの成績は、全国平均と比べるとどうなっておりますか。

竹澤政府参考人 御説明を申し上げます。

完全失業率につきましては、平成二十二年平均で見ますと、全国の五・一%に対して、沖縄県は七・六%となっております。全国で最も高くなっております。

次に、合計特殊出生率につきましては、平成二十一年で見ますと、全国の一・三七に対して、沖縄県は一・七九となっております。全国で最も高くなっております。

次に、全国学力・学習状況調査におきましては、平成二十二年度調査におけます平均正答数を見ますと、沖縄県は、小中学校の全科目で全国平均を下回っており、全国でも下位に位置しております。

馳委員 沖縄弁護士会の平成十五年のある集団暴行事件に対する見解では、事件にかかわった少年らは、劣悪な育成環境にありながら、福祉的援助を受けることなく放置されたことで、暴力による制裁が正しいとする価値観が形成され、集団暴行事件に発生したと述べております。

もちろん、そういう生育環境にあつた者がすべて犯罪者になるわけではありませんが、ネグレクトや児童虐待も含めて、子どもたちの育成環境に責任を持つ親がない場合の福祉的援助を支援すべきだと思われまます。いかがでしょうか。

石井政府参考人 お答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、子どもたちの育成環境に責任を持つ親がない場合の福祉的援助、これは大変必要なことではないかと考えます。特にネグレクトなどの児童虐待を含めまして、保護者が子どもへの健全な育成に責任を持つとしない場合には、これは保護者に監護させることが不相当と認められる要保護児童として、現在も児童相談所において適切な保護、または必要な支援を行うべきものと考えておりますが、もつと広くの対策が必要になってくるというふうに考えております。

馳委員 浦添市の母子生活支援施設浦和寮の視察を受けて、質問をいたします。

まず、沖縄県の離婚率は、全国平均と比べていかがですか。

伊澤政府参考人 お答え申し上げます。

平成二十二年人口動態統計の概数によりますと、人口千人当たりの離婚率は、沖縄県で二・五八、全国で一・九九と、沖縄県の方が高くなっております。これは全国で最も高い数値となっております。

馳委員 若年結婚と若年離婚、そして再婚率の割合は、全国平均と比べて沖縄県はいかがですか。伊澤政府参考人 お答えいたします。

まず、若年結婚でございますが、平成二十二年人口動態統計の確定数によりますと、婚姻件数のうち三十歳未満の若年者の割合は、夫では、沖縄県で四九・五％、全国では四五・五％となっております。また、妻では、沖縄県では五八・五％、全国では五七・八％。夫、妻のいずれも沖縄県の方が高い割合となっております。

次に、若年離婚でございますが、離婚件数のうち三十歳未満の若年者の割合は、夫では、沖縄県で二二・一％、全国では一五・六％でございます。妻では、沖縄県では二七・六％、全国では二二・五％となりまして、こちらも夫、妻いずれも沖縄県の方が高い割合となっております。

さらに、再婚についてでございますが、婚姻件数のうち再婚の割合ですが、夫では、沖縄県で二〇・七％、全国で一八・五％となります。妻では、沖縄県では一八・四％、全国で一六・二％となりまして、こちらでも、夫と妻いずれも沖縄県の方が高い割合となっております。

以上でございます。

馳委員 大臣、何となく見えてきたように思い

ますが、若いうちに結婚し、離婚し、再婚の繰り返しは実はとても多いんですね。なぜそういう環境に置かれているかというところがこの青少年問題対策への実は肝になってくるということを御理解ください。

では、さらにお伺いします。

沖縄県のDVの保護命令件数は、全国平均と比べていかがですか。

團藤政府参考人 お答え申し上げます。

平成十八年四月から平成二十三年八月までの間の保護命令の発令件数でございますが、全国の地方裁判所の合計数が一万二千六百五十四件でございます。同じ期間におきます那覇地方裁判所の発令件数は三百十一件となっております。

全国平均をどういう形でとるかというのは非常に難しいところがございます。裁判所数の五十で割っても余り意味がないと思われまますので、人口十万人当たりで除した概数で比較をしてみましたところ、おおよそ全国では九・八件となり、那覇地方裁判所管内では二十二件というふうになってございます。

馳委員 沖縄県にDV被害母子緊急一時保護施設はありますか。

石井政府参考人 沖縄県内におけるDV被害者の一時保護の委託契約施設数は八カ所となっております。ところでございます。

馳委員 委託ということで八カ所あるということを確認させていただきました。

では、母子生活支援施設への入所条件はどうなっているのでしょうか。

浦和寮でお伺いしましたら、入所条件が厳しいので、残念ながら、入りたくても入れないという御意見が多くありました。母子寮をふやせばいいという問題かというところ、私もそうとも思わないのですが、ちょっと入所条件が厳しいのではないかなと思います。いかがでしょうか。

石井政府参考人 まず、母子生活支援施設でございますが、これは児童福祉法第二十三条により配偶者のない女子またはこれに準ずる事情にある女子が、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その者から申し込みがあったときに保護をするというふうにされているところでございます。

国としましては、実は議員御指摘のような入所の条件、国が定めているものではございません。母子生活支援施設の入所につきましては、県や市などの福祉事務所に申し込みのあった母子について、その生活実態など入所の必要性を個別に考慮して、福祉事務所が決定をしているというふうに聞いているところでございます。

馳委員 一点だけ申し上げます。これは、大母女性ですのわかると思えます。

この母子生活支援施設に入所する条件として、門限は九時なんです。夜の事はしちやいけないうんです。夜の仕事という飲食業というふうな想像する方が多いんですが、介護サービス、沖繩は観光も盛んでありますから、観光、ホテル関係の仕事、それとサービス業、コンビニでのお仕事もありますね。できないんです。それをしていたら入れないんです。

DV被害者も最近多いんですね。そして、母子寮に入りたい。しかし、施設の基準として、夜は門限、お母さんは九時なんです。ここは国の基準ではないというふうにおっしゃいますが、私はこころ辺はやはりもうちょっと見直しを検討すべきなのではないかなとお母さん方とお話をしていると思いました。大臣、どう思われますか。

蓮舫国務大臣 この件については、私は初めて知ったことが非常に多うございます。

今、自治体が独自の判断で入れているということと、国で決めているわけではないということではございましたが、確かに、沖繩という特殊性を考えたときの九時というのが適切なのかどうなのか。

ただ、他方で、母子ともに保護をされている立場ですから、子どもの健全な育成というのを考えたときに、子どもの就寝時間に合わせて母親がいるということも、福祉の観点からは必要なのかなとも考えられるんですね。

ですから、保護をして、そこから自立をいくための支援もともに行っていくことを考えたときに、総合的に、この時間帯が本当に適切なかどうかというのは、時間だけを取り上げるんじゃなくて、全体的な子ども福祉と自立をあわせて考えなければいけないなと思つたところです。

馳委員 大臣、勘が鋭いですね。

夜も子どもを預かるサービスがあればいいですねという、一応懇談の中での意見もありましたが、DV被害者、母子の生活実態を考えれば、夜、お母さんがそばにいないことがいかに必要かというこ

とを考慮すれば、なかなか難しい問題なんです。そうすると、次に焦点となってくるのが職員の配置基準の問題なんです。

母子生活支援施設の職員配置基準はどうなっていますか。その基準が決められたのはいつですか。石井政府参考人 お答え申し上げます。

母子生活支援施設においては、施設長、嘱託医、調理員等のほか、母子支援員及び少年指導員の基本配置について、措置費上は、昭和五十七年に、二十世帯未満の施設ではそれぞれ一名、すなわち母子支援一名、少年指導員一名、そして、二十世帯以上の施設ではそれぞれ二名に定められているところでございます。

その後、平成十三年に心理療法担当職員、平成十六年には個別対応職員、平成十九年には定員四十世帯以上の施設の非常勤職員の配置が措置費上の加算の対象とされております。

一方、児童福祉施設最低基準における最低基準は、本年の六月の改正におきまして、これらの措置費上の配置を最低基準に反映をさせまして、まず一点としまして、二十世帯以上の施設の母子支援員及び少年指導員の数はそれぞれ二人以上とし、また、母子十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を配置しなければならないとしたところでございます。

馳委員 母子寮の運営については、厚生労働省の基準、ガイドラインというのがありますか。

石井政府参考人 母子生活支援施設については、児童福祉施設最低基準におきまして、設備や職員の最低基準、自立支援計画の策定などを定めてい

るところでございます。

また、ことしの七月に取りまとめました社会的養護の課題と将来像におきましては、母子生活支援施設は、施設による取り組みの差が大きく、また、住む場所の提供にとどまる施設も多いことから、すべての施設が、母に対する支援、例えば入所者支援機能を充実させていく必要があるということ、例えば、生活、子育て、就労の自立支援だとか、あるいはDVを受けた母親の心のケアだとか、そういったような母親に対する支援、子どもに対する支援、虐待の防止、母子再統合の支援、さらにアフターケア、地域支援などを充実する必要があるとされているところでございます。

この取りまとめでは、施設種別の施設運営指針を作成することを盛り込んでおりまして、現在、母子生活支援施設につきましても、運営指針を策定するための検討ワーキングを開催いたしまして、今年度中を目途につくるということで作業を進めているところでございます。

馳委員 石井さん、丁寧にご答弁をありがとうございます。

大臣、そのとおりなんです。運営の指針がないんです。そして、ないからだめと言っているんじゃないくて、とりあえず、最悪、居室を提供するサービスはできているんです、最低限。ただ、一番重要な自立支援の部分と心のケアの部分に対する支援が全くできない。また、ほとんどできない。できているところも数少ないですね。この支援をしないと、母子寮のお母さんもお子さんも本当に自立していくことが難しいということなんです。

ね。

そこで、次に、入所三年経過後の退所において何かトラブルはありませんか。例外延長はどのくらいありますか。

石井政府参考人 お答え申し上げます。

母子生活支援施設の入所につきまして、国としては入所期間を定めることはいたしておりません。ただ、各自治体の独自の判断により、一定の期間を定めている自治体もあるというふうに承知をいたしているところでございます。

入所期間を延長した件数などについては、まことに申しわけないのでございますが、把握をいたしておりません。

ただ、各自治体において、個々の母子の生活状況などから、必要に応じて延長の判断を行う、これが原則でございます。

また、施設退所の際のトラブルについては把握をいたしておりませんけれども、浦添市の施設では退所の際ではなく入所中のルールに関するものが多いというふうに聞いていたところでございます。

馳委員 母子寮に入寮をしますと当人の費用負担はありますか。全額支払われておりますか。

石井政府参考人 母子生活支援施設の運営費は公費で賄われているところでございますが、母親の所得税額等に応じて費用徴収をする仕組みとなっております。しかしながら、低所得世帯が多いことから、自己負担は極めて低くなっております。平成二十年度の調査におきましては、八五％の世帯は自己負担免除となっておりますところでござ

います。

馳委員 ちなみに、この浦添市母子生活支援施設浦和寮の建設予算は、どの予算を使って建てられているか、御存じですか。

石井政府参考人 まことに申しわけございません。準備がございませんので、お答えできません。

馳委員 いや、私は質問通告していませんから、準備がないのは当たり前なんです。

これはぜひ委員の皆さんも御理解いただきたいんですが、大臣、これはSACOの経費で建てられているんですよ。だから、これが沖縄の特殊事情の一つなんです。

大変立派です。そして警備員もいます。当然です。DV被害者が多うございますから、会わせると言って夜中にやってくる男の人も多いので、二十四時間警備体制が整っています。コンクリート建てです。一階では学童保育の提供もいたしております。

したがって、この浦添市の浦和寮というのは、極めて沖縄県においても入りたくて、ほぼ満床なんです。だけれども、沖縄県内にはこういふのは一カ所しかございません。そして、御存じのように、SACOの経費で土地代も建設費も賄っておりますので、全国どうなのかということと比べると、恐らくこの浦和寮のような施設はほとんどないと思われ、石井さんもおっしゃいましたが、居室サービスで精いっぱいなんです。施設を管理するだけで精いっぱいなんです。お母さんの自立子どもの自立、そして、ここまで言っているかどうか分かりませんが、発達障害関係のお子さん

実は極めて多うございまして、この方々に対する個別支援プログラムなどありません。

この取り組みというものが、園田政務官、だから私は沖縄の子ども振興計画を明示してつくるべきだと言ったのは、実はここがポイントなんですね。

次の質問に移っていききたいと思います。

里親ファミリーホームみんなの家、ここは神谷眞行さん、梅代さん御夫妻が運営しておられます。ここの訪問を受けての質問といたします。

沖縄県の里親委託率は全国平均と比べてどうなっていますか。

石井政府参考人 お答え申し上げます。

全国の里親等委託率は、平成二十二年三月末現在、一〇・八%でございます。対しまして沖縄県でございますが、沖縄県の里親等委託率は二五・二%で、都道府県別では全国第三位の高さでございます。

馳委員 沖縄県には、虐待された児童を治療する通所対応の情緒障害児短期治療施設はありますか。

被虐待児が十分な治療がされないままに里親に委託措置されており、里親の苦労は並大抵ではありません。つまり、あいさつを初め、本来親がすべきことの最初から教え直しなのだそうでありま

す。

沖縄県の情緒障害児短期治療施設の整備計画はどうなっておりますか。お伺いします。

石井政府参考人 お答え申し上げます。

沖縄県では、現状におきましては、情緒障害児

短期治療施設が設置はされておられません。ただ、次世代育成支援推進法に基づきまして、各県において平成二十二年度から二十六年までの間を計画期間とする後期行動計画が策定をされておりました。沖縄県でも沖縄県子ども・子育て応援プランというのがございまして、その中で、情緒障害児短期治療施設を一カ所整備する目標があるというふうに承知をいたしております。

国といたしましては、都道府県に最低一カ所は必要ではないかということで、ビジョンの中で、二十六年までの数値目標を四十七カ所として設置の推進を図ってきておりますが、ただ、人口の多いところでは複数設置も必要だろうということ、先ほど申し上げました本年七月の社会的養護の課題と将来像では、将来五十七カ所程度を目標としているところでございます。

ただ、沖縄県の担当部局から聞きましたところ、現時点におきましては、その一カ所整備目標はございますけれども、具体的なものまで至っていないというふうに聞いておりますので、今後とも、沖縄県に対しては、その必要性等につきましまして働きかけをしていきたいというふうに考えております。

馳委員 園田政務官、ここなんです。必要性は沖縄県当局もよくわかっています。やはり予算との見合いで具体的な計画ではないんです。

だから、二〇二二年度からの沖縄振興計画、一括交付金の話もあります。だから私は、子ども振興計画というのを明示をした上で、情緒障害児短期治療施設の設置を速やかに求めたいというこ

となんです。園田政務官、いかがですか。

園田大臣政務官 お答え申し上げます。

御指摘本当にありますがございまして。私も、これまでの沖縄振興策、過去四回にわたり行われてきたわけでございますけれども、その中身を見ておきますと、どうしても公共インフラのところに集中してしまっていた。それは、沖縄の過去の歴史の特殊事情からするとごく当たり前の振興策であったというふうに私も理解をいたしております。だからこそ、今後の新たな振興策においては、やはり人に対する、あるいは今御指摘をいただいた子どもに対する支援というものを重点的に行っていききたいということを私も今求めさせていただいているところでございます。

その観点の中で、沖縄県と今までさらに検討を進めてきた結果が今の方向性になっているわけでございますけれども、その充実策という点で、きょう馳委員からも御指摘いただいた点も踏まえて、今後の子ども、子育ての充実策という点で何かできるかというところはさらに考えていきたいというふうに思います。

馳委員 沖縄県里親会では、里親支援専門員を里親会の組織の中に配置してほしいとの強い要望でした。沖縄県の里親会は、法人化されて、しっかりとした組織があるそうですね。厚生労働省の基準では、児童養護施設の中でなければならぬかのようには指摘されておまして、ここは、都道府県の事情、または里親会の組織体制などを配慮しながら、里親会の中に里親支援専門員を配置していただきたいと思います。いかがでしょうか。

石井政府参考人 お答え申し上げます。
里親支援専門員の果たす役割は大変大きなものがあると考えております。

本年七月に取りまとめられました社会的養護の課題と将来像では、施設に地域支援の拠点機能をまず持たせ、里親に対する相談などの支援体制の充実を図るために、まず乳児院と児童養護施設に里親支援担当職員を配置することとして、これを踏まえまして、平成二十四年度の概算要求にも盛り込んだところでございます。

施設に対する里親支援担当職員でございますけれども、これは施設内の業務を行うわけではございませんで、地域での里親家庭の訪問相談など、まさに里親支援の活動を行うことを想定いたしております。

里親会の活動に対する支援もその業務の一部と考えているところでございまして、各都道府県の実情を配慮いたしまして、里親会と十分連携をして配置していただくようにお願いをしているところでございます。

なお、本年四月の実施要綱の改正によりまして、児童家庭支援センターの役割に里親支援を位置づけております。したがって、地域の里親会、沖縄などは法人格を持つて立派なところだと議員御指摘いただいたわけですが、仮にそこが児童家庭支援センターを設置した場合には、里親支援を含む業務を行うためにセンターの職員三名を配置することができることになっておりますので、こうしたものもぜひ御検討いただければありがたいなというふうに考えております。

馳委員 里親さんのもとで生活できるのは何歳までですか。その後に帰るおうちがないのではありませんか。どうすればよいとお考えですか。

石井政府参考人 児童福祉法では、都道府県が要保護児童の養育を里親に委託することができるのは、児童が満十八歳になるまでとされておりますが、児童が満二十歳になるまで委託を継続する措置をとることも可能となっております。

また、実際の里親の家庭では、措置解除後もつながりを持って、いわば実家のような役割を担っているところがございます。

このほか、措置解除後の自立支援に対しましては、措置解除された子どもに対して、住居の提供や就業・生活相談を行う自立援助ホームや、あるいは就職などの相談ができる場、あるいは同じ悩みを抱える者同士が集える場を提供する退所児童等アフターケア事業などを推進いたしているところでございます。

馳委員 これは、里親さんのもとを離れると同時に、児童養護施設、十八歳を過ぎてからの問題と同レベルの問題であります。これは後ほどまた質問いたします。

NPO 法人のサポートセンター、ゆめさきというところを訪問しての質問をいたします。

沖縄県のニート率は全国平均と比べていかがでしょうか。お伺いしましたら、沖縄県ではおよそ二万五千人の若者が不登校やひきこもりで困っているそうですが、いかがでしょうか。

桑田政府参考人 お答え申し上げます。

私ども、いわゆるニートの数につきましては、総務省統計局の労働力調査に基づいて算出しておりますけれども、それによれば、平成二十二年の全国のニートの割合、これは十五から三十四歳の人口に占めるニートの割合でございますけれども、それは約二・一％となっております。

ただ、この労働力調査では、調査を見る限りにおいては都道府県別のニートの数というのが出されてございませんので、大変申しわけございませんけれども、沖縄県におけるニートの割合というのは私どもとしては持ち合わせてございません。

馳委員 委託事業、合宿型若者自立訓練、これは平沼経産大臣のときにお始めになりました旧若者自立塾であります。現在どのような事業として地域に定着していますか。お聞きすると、平成二十三年六月まで行われて、その後は終了というふうに聞いておりますが、間違いありませんでしょうか。これは何か事業仕分けされたんじゃないかなったでしたか。その経緯と、今後どういうふうな形として地域に定着をさせていくかが問題なんです。お伺いします。

桑田政府参考人 お答えいたします。

確かに、平成十七年度に始まりました若者自立塾事業につきましては、事業仕分けの評価も踏まえて、二十一年度末をもって廃止ということにいたしましたわけですが、その後、今御指摘の合宿型若者自立プログラムでございますけれども、これについては、いわゆる私どもがやっておりました基金訓練のメニューの一つとして、ニートなどの若者の方々を対象として生活訓練を含む職業

的自立支援を実施していた、そういったものでございますが、これは御指摘のとおり、平成二十三年六月末に開始されたプログラムをもって、それを最後として終了したところでございます。

ただ、一方で、ニートの方々の自立に向けて生活訓練をきちっと支援するというのは引き続きとても重要な政策課題だというふうに考えてございますので、平成二十三年度からは、地域若者サポートステーション事業といたしまして、例えば生活習慣を身につけていただいたり、あるいはコミュニケーション能力を向上させていく、そういったことに向けての訓練の支援を行うこととしております。

これによりまして、それを受けていただいた受託事業者の皆様方におかれましては、地域のさまざまな関係する機関と連携しながら、ニートの皆様の自立支援に取り組んでいただいているところでございます。

馳委員 ここは、私の見解を含めて、大臣にちよっとお伺いしたいと思えます。

ポイントとして、学校から職業への移行と指摘されますが、学歴社会において若者の職業自立を先送りしてきたツケが回ってきているのではないかと考えています。長くなった学校在籍と親がかりの青年期をどのように終結させて、社会人としての一步を踏み出すかという問題です。身体の基本的なコントロール、日常生活スキルの獲得、コミュニケーション手段の学習、他者との社会的関係を形成する能力、価値基準、これは金銭や恋愛

や家族観などなどの価値基準、こういったことの学習などがニートに必要な支援かと私は思っております。

大臣としての見解を求めます。

蓮舫国務大臣 まさに今さまざま列挙をされましたが、ニートの方がなぜニートになられたのかその家庭環境及び個人の特性ですとか性格ですとか、あるいは育ってきたそのお子さんの環境によるものが随分大きいのではないかと。

どうしても行政の枠組みの中では、ニートとくくりで固めてしまって、そして総合支援的なプログラムをお渡しして自立を促していきたいという形になりますけれども、ここは今委員が御指摘したような、実際に実施する段階においてきめ細かな、まさにオーダーメード的な支援をしていかなければ、それぞれの職業観念といいますが、どこかでニートを断ち切って一歩外に出ていくための後押しというのは、全員同じ形で支援するのは難しいのではないかと私は思っております。

馳委員 次に、学童保育の質問をいたします。

那覇市と浦添市の四力所の学童保育、放課後児童クラブの施設を訪問してまいりました。

沖縄県で、放課後児童クラブの長時間開設加算の基準はどうなっているのでしょうか。その基準は妥当とお考えになるのでしょうか。どうも放課後児童クラブの開設の基準があつて、それより早く、またおくらせるといふ延長の基準もあるんだそうです。財政的な問題があつて、余り長時間開設を認めてもらえなくなってきたんだそうですよ。そういうことを私は今ここで質問しようとしてい

るんです、園田さん。

要は、長時間開設加算というのは沖縄県にもあるんですよ。各市町村でやっているんだそうです。そういったところで、できるだけ学童保育でも長時間を望む保護者も多いわけですよ、やむを得ず母子家庭などもそうですよね。そうしたときの長時間開設加算を容認できるように、こういったところも一括交付金の使い勝手のよい交付金が欲しいなという本音のところなんです。いかがですか、園田さん。

園田大臣政務官 今私どもで、沖縄県からの御要望も踏まえまして、来年の概算要求の中に盛り込ませていただいている事業の中を一つちょっと御紹介させていただきます。

先ほど少し私も口走って申し上げたところがございますけれども、沖縄子ども育成特別対策事業という形で、今十七億三千万円ほど、概算要求、要望額として上げさせていただいております。その中で、子育て環境の改善という点を挙げさせていただきますまして、先ほど少し申し上げた認可外保育の施設への支援と放課後児童クラブの支援ということ、これは、現段階においては、保育料の低減を目的とした家賃補助をこの中で実施させていただきたいということで盛り込ませていただいているものでございます。

そのほかに、委員御承知のとおり、一括交付金も踏まえて、子育て支援というところが沖縄県の皆さん方からの御要望としていただいておりますので、そこも含めて、何か支援ができるものがないかというところは少し検討をしてみたいという

ふうに思います。

馳委員 沖縄県の学童保育の施設利用料金の平均は幾らで、全国と比べていかがですか。

石井政府参考人 お答え申し上げます。

平成二十年度の地域児童福祉事業等調査によりますと、放課後児童クラブにおける月額利用料金を、例えば一万円以上の料金を取っている施設の割合で比較をした場合に、全国では一六・一％であるのに対して、沖縄県では六一・五％と、全国に比べて高い状況となっております。

馳委員 施設利用料金をもっと下げるために、小学校の敷地や学校施設内に設置すべきではありませんか。全国平均と比べて、沖縄県での小学校内の施設設置状況はどうなっておりますか。

石井政府参考人 お答え申し上げます。

放課後児童クラブが小学校の敷地や学校施設内に設置されている割合の全国平均は、平成二十三年五月一日現在で五一・一％でございます。対しまして、沖縄県ではこの割合が六・六％でございます。まして、全国平均よりかなり低い状況となっております。

学校施設の利用につきましては、これまでも文部科学省と連携を図り通知などを出してきたところでありますので、引き続き連携を図っていかなくやいけないというふうに考えております。

馳委員 歴史的な背景から、保育に欠ける幼児も、多くが公立幼稚園に在籍しています。小学校に隣接している公立幼稚園です。しかし、午後の預かり保育の実施が十分ではないため、放課後児童クラブが幼稚園児を受け入れざるを得ない実態

が沖縄にはあります。これが沖縄県で放課後児童クラブを利用したくても利用できない根本理由です。

大臣、御存じでしたか。

蓮舫国務大臣 正直、知りませんでした。

今回、この質問通告をいただいて、資料を調べました。沖縄県において公立幼稚園が預かり保育を実施している割合は約六割、これは人数の実績を見ますと、平成二十二年、十五市町村において五百九十八人。一般的に、学童保育クラブといえますと小学校の低学年が利用できるものなんです。なぜ沖縄県で思ったところなんですけれども、これは沖縄だけが特例措置なんです。特例措置として、放課後児童クラブで幼稚園児の受け入れを認めている。

そうすると、特例で幼稚園児を見ていますと、本来見てもらいたくない小学校の低学年のお子さんが入れないということになりますから、これは非常に難しいのは、例えば、保育園が終わって学校に行ったとき、親御さん、特に片親あるいは共働きの保護者にとって一番きついのには、預かってくれる場所がいきなりなくなるわけなんです。六歳から七歳になっていきなり自立するわけではありませぬから。そう考えると、馳委員の問題意識は非常に重いものと、私も今回、質問通告をいただいて受けとめたところでございます。

馳委員 実は、ここがきょう私が一番言いたかったポイントのところなんです。なぜ特例措置になっているのか。なぜ沖縄県だけ公立幼稚園が小学校の敷地に隣接してあるのか。アメリカがつ

くつくれたんですよ、占領時代に。ところが、給食を出すことができないから、公立幼稚園という形で終わってしまったんです。

当然、五歳児は、給食がなければ、放課後というか、午後はどうするんでしょうか。まさしく片親や共働き家庭は行き場所がないんです。幸いにも、沖縄県特有のユイマール精神で、近所の皆さん方が子どもたちを誘ってくれたり、あるいは地域の青年会というところが子どもたちの面倒を見てくれたりしていたんですが、そういった枠からはみ出さざるを得ないような子どもたち。子どもたちに責任があるではありません、親の問題なんです。

そして、ネグレクト状態の子どもたちが中学生になつたらどうなるか。警察のおっしやるとおりです。高校、大学と進んだらどうなるか。警察の皆さんがおっしやるとおりです。早く結婚して、早く子どもを産んで、早く離婚して、また再婚をして、それを三回、四回繰り返しているんですよ。

こういう実態が全国と比べても異常なほど多いという背景を踏まえた上で、園田さん、あなたに新たに子ども振興計画を沖縄県につくってほしい、それを国としても応援してほしいというのはそういうことなんです。

次の質問に移ります。
児童養護施設、島添の丘訪問を受けて質問いたします。

十八歳を過ぎてからの自立支援のメニュー拡充が必要ではないかと思っております。とりわけ運転

免許取得のための支援が必要ではないかと思いません。

全国の自治体で、運転免許取得や資格取得やアパート入居支援や家庭復帰支援など、具体的な自立支援をしている実例があったら教えてください。政府としても、この十八歳以降の自立支援を制度化して応援をしていくべきではありませんでしょうか。児童虐待防止法の前回改正のときにも、これは積み残しの課題として附則に書いてありますが、まだ、残念ながら十分な手は打っておりません。厚生労働省としての現状の認識をお伺いしたいと思います。

石井政府参考人 お答え申し上げます。

幾つか御質問をいただきましたので、順番にと思っております。

まず、自立支援のための自治体独自の支援でございますけれども、進学や就職の際に、国の基準で支給される金額のほか、自治体として加算とかあるいは入学金等の支給を行っている事例がございます。具体的には、高校などに入学した児童に対し措置費に上乘せをして奨学金や入学金を支給するもの、運転免許の取得のための実費を補助するという例、あるいは、就職支度費及び大学等進学支度費の国の基準に加算をしている例、さらには、賃貸住宅を貸借する場合に敷金、礼金の実費などを補助しているもの、こういったような例がございます。

このほか、就業支援や一人で生活するに当たったの訓練を実施している例としまして、退所が間近な児童に対して施設の近くの住居を借り上げる

など、より、ひとり暮らしの訓練を行うものもございます。そういった例もございます。

自立に役立つ資格として、先ほど議員から、ぜひ運転免許の取得についてというお話でございます。したが、現在のところ、自立に役立つ資格取得として、高校生の特別育成費の改善というのを行っております。その中身としましては、英語検定とかあるいは簿記検定などを想定いたしているところでございますが、運転免許の取得についても今後検討してまいりたいと思っております。

そして、自立支援の制度化という点でございますけれども、差し当たり、本年七月に社会的養護の課題と将来像を取りまとめておりまして、その中でも、自立支援の充実を図るということはきちつとつたっております。

平成二十四年度の概算要求におきまして、若干先ほど前後して申し上げましたが、自立に役立つ資格取得等のための高校生の特別育成費の改善や就職や大学等進学のための支度費の引き上げを要求しているところでございます。

馳委員 ここは、私たちはもう十年間、児童虐待防止法の改正に取り組んできましたが、小宮山洋子大臣、また、今は世田谷区長になつちやいました保坂展人さん、ここが物すごく気になっている。だけれども、余り国が前のめりになるのもどうかなということ、ずっと附則に残してきたという経緯があるんですね。大臣からがみがみ言われる前に、どんどん前向きにつくっていただきたいと思えます。

次に、児童養護施設の職員配置基準は子ども六

対職員一のままです。これでは、実質一年三百六十五日、一日二十四時間対応する施設の配置基準としては過酷ではないかと思えます。

基準を緩和すべきではありませんか。鳥添の丘でも、非常勤職員が多く、それも三交代であるので、施設長は、職員の定着率が低いと嘆いておりました。恐らく平成二十四年度の予算要求ではこは五・五対一になっているのではないかなと思えますが、人の数をはかるのに五・五とかというのも何だかなと思いますね。まさしく専門職員をふやす、あるいは保護者対応の職員を専門的に配置する、いろいろ工夫をしていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

石井政府参考人 現行の児童指導員等の六対一の人員配置につきましては、もう議員御指摘のとおり、交代勤務の中では、結局、職員一人が十八人のお子さんに対して対応しなきゃいけない、そういう体制でございまして、虐待などで心に傷を負った子どもさんに対する十分なケアというのは困難でございます。人員配置の引き上げというのは必要だというふうにも私も認識いたしておりますし、小宮山大臣が副大臣時代から、これはしっかり取り組めということで、私も検討体制を組んで、何をしたいこうかということである議論してきたところでございます。

その完成物が、本年七月に取りまとめられました、先ほど来何度か申し上げております社会的養護の課題と将来像という報告でございまして、この中で、児童養護施設の基本配置につきまして、小学生以上を現行の六対一から四対一に、三歳以

上小学生未満の幼児を四対一から三対一に、そして一歳児を二対一から一・三対一に、そしてゼロ歳児を一・七対一から一・三対一にそれぞれ引き上げることを目標水準としたところでございます。

平成二十四年度の予算要求では、まず、その段階的な取り組みといたしまして、児童養護施設の基本配置について、小学校以上を、議員御指摘のとおり、五・五対一に、そして、ゼロ歳児及び一歳児を一・六対一にそれぞれ引き上げることを要求いたしているところでございます。

馳委員 島添の丘入所の子どもたちは、現在、六十六名中八割が被虐待児でありました。とても退所後に家庭復帰は望めそうにありません。

退所児童の支援イコール自立支援のための予算、これを継続的に支援すべきではありませんか。これは園田政務官にお伺いしたいと思います。

園田大臣政務官 今の御指摘、大変私も重く受けとめさせていただきます。

私も青少年特別委員会に所属をさせていただいたときに、この児童虐待の部分、国と関係部局がしっかりと連携をとって保護していくべきであるというところを申し上げてきたところでございます。

親の支援プログラムというのは、やはり義務づけというところが、今の枠組みの中でどういう形でできるのかというのは少し検討してみないといけないというふうに思っておりますけれども、当然ながら、子どもを保護するだけではなくて、御指摘のように、親に対するいわば相談支援、教育支援、あるいは環境に対してもしっかりと見てい

く必要があるのではないかなというふうに思っておりますので、そういった点も含めて、関係のところとはしっかりと連携をさせていただきたいというふうに思っております。

馳委員 最後になりますが、大臣、この一時間を通じて多分お気づきになったかもしれませんが、私は、親責任についてはきょうは余り触れませんでした。親責任のあり方については、あえて実は触れなかつたんです。

そこは触れたいところではありますが、そうはいっても、沖縄県の米軍基地との共存、共栄と言ったら失礼ですね、米軍基地との共存の中で、失業率も高い、そして、まさしく子育て支援の福祉的な環境が劣悪である、放置された子どもたちがどのように成長しているのか、若年結婚、離婚、再婚の繰り返しの中で、学力も残念ながら低いままである。だから、福祉、教育、就労、そういった支援を一体的に、計画的に、継続的な財政支援のもとでやっていく、そういうセーフティネットが必要ではないかということを上げました。

少子化担当大臣として、蓮舫大臣も、乳幼児の時代、就学前の時代、小学校低学年の時代、小学校高学年と中学校との連携、そして、就労に結びつく高校生から大学、専門学校への時代、こういったつながりのある支援が、私は蓮舫大臣が総合計画として支援していく責務だと思っています。

私はなぜ沖縄県を取り上げたかという、沖縄県を子育て先進県にすることは、我が国の子育てを根本的に支えることにつながると信じているか

らです。

改めて大臣の見解をお伺いいたしました。私の質問を終わります。ありがとうございます。

蓮舫國務大臣 きょうはありがとうございます。

どうしても数字だけを見ますと、沖縄といいますが、出生率が高いところが印象に残るんですね。どうしても政府の目標としては、少子化だから出生率を上げようという数値目標的なところに走りがちです。ただ、その細かい中身を今教えていただきました。出生率が高いから、では、全員が幸せか、親子が本当に幸せで、そして子どもが自立をして、親が働きながら子育てをできるような環境かという、そこはある種、特異な事情があるというのもよくわかりました。

沖縄は直接私の担当ではございませんが、まさに少子化担当という形で、子ども・子育てビジョンに依りて、税制改革も含めて、社会保障と税の一体改革の中で来年度以降こは対応していきたいと今取り組んでいるところでございますので、委員の御指摘の事例というのは私の頭の中に今入らせていただきましたので、取り組みをさせていただきますだけだと思います。

ありがとうございます。

馳委員 終わります。